

総務産建

12月8日午後1時30分から開催

主な審査項目

区長設置に関する条例の改正

職員配属者同行休業に関する条例の改正

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正

常勤の特別職職員の給与に関する条例の改正

職員の給与に関する条例の改正

税条例の改正

平成28年度一般会計補正予算

● 県営かんがい排水事業

2073万円

● 都市計画整備道路改良事業

8389万円

平成28年度水道事業会計補正予算

● 自家発電装置工事費

1億6783万円

(追加上程)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正

職員の育児休業等に関する条例の改正

※審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。



Q 区長設置に関する条例改正で、区長の任期について、従来の4年から各行政区で定める期間に改められますが、問題点はないですか。

総務課長 現状においても、各区の実情に応じて定められた任期で選出されています。条例で4年の任期とすると、現実との整合性がとれないので、今回改正を行うものですが、今後の区に対する助成・交付金はどうなるのですか。

総務課長 区に対する助成金等は、区の方検討会で合意をいただきました。例えばコミュニティ助成で、均等割1万円・世帯割200円にし、地区活動推進交付金として助成ができるようにしました。

Q 人事院勧告は、国家公務員の一般職の給料・手当等を適正な額に改正を促す勧告であると認識していますが、今回の条例改正で、議会議員の期末手当の改正をする根拠は？

総務課長 人事院勧告に伴い、そのまま国に準じて行うものとして考えてきました。全国的に国と同一になっていない議会もあります。職員の人事院勧告に準じている市町村が多くあります。当町においても人事院勧告に準じています。

Q 今回の補正予算で、水道の配水場に設置する自家発電装置と、現在進めている水道施設改修事業の詳細設計との関連性は？

建設課主幹 現在設置している自家発電装置は、40年が経過していますので修理もできない状況です。そこで、来年度から始める水道施設改修事業で導入しようと考えている自家発電装置を、無駄な投資とならないように先行して設置したいと考えています。



操業前のオーデリカファクトリー安八を視察しました(中地内)